

学級におけるいじめの規範意識の醸成は深刻ないじめを防止できるか —子どものいじめ認識に依拠した介入プログラムの限界—

北海道大学大学院教育学院・日本学術振興会 鈴木 修 斗
北海道大学大学院教育学院 鴨 田 祐 汰
北海道大学大学院教育学院 舒 悦

Can encouraging classroom norms regarding bullying prevent severe bullying? : Limitations of intervention programs based on children's perceptions of bullying

Graduate School of Education, Hokkaido University,
JSPS Research Fellow SUZUKI, Shuto
Graduate School of Education, Hokkaido University, KAMODA, Yuta
Graduate School of Education, Hokkaido University, SHU, Yue

要 約

これまでいじめを防止するアプローチとしては、学級の規範意識を高めることが有効とされてきたが、いじめが自分はもちろん、学級の周りの人たちにとっても許されないことであり、だからこそばれないようにいじめを行うといった加害者は想定されてこなかった。そこで、本研究では、学級におけるいじめの規範意識（いじめの判断およびいじめに対する罪悪感）が実際のいじめ（深刻ないじめおよび一般的ないじめ）とどのように関係するのかを明らかにしていくこととした。公立小中学校の児童生徒 1471 名を対象に Web による質問紙調査を行った。その結果、深刻な加害については、個人および学級レベルともに、いじめの判断は深刻な加害のリスク要因であること、逆にいじめに対する罪悪感には深刻な加害の抑制要因であることが示された。このことから、いじめ防止の観点からは、クラスメイトがいじめに罪悪感もつ、即ち、いじめに心を痛める学級集団であるかどうかが重要であることが示唆された。

【キーワード】 深刻ないじめ, 規範意識, 学級

Abstract

Previous approaches to preventing bullying have emphasized the importance of strengthening classroom norms. However, these approaches have not accounted for perpetrators who are aware that

bullying is unacceptable—not only for themselves but also for their classmates—and therefore engage in bullying covertly. In this study, we aimed to clarify how classroom anti-bullying norms, including bullying awareness and feelings of guilt toward bullying, are related to actual bullying behavior. A web-based questionnaire survey was conducted with 1,471 students from public elementary and junior high schools. The results indicated that, for severe bullying, at both the individual and classroom levels, awareness of bullying functioned as a risk factor for perpetration, whereas feelings of guilt toward bullying served as a protective factor. These findings suggest that, from the perspective of bullying prevention, it is crucial whether the classroom collectively experiences guilt in response to bullying—that is, whether the class as a whole is emotionally sensitive to bullying incidents.

【Keywords】 serious bullying, norm consciousness, classroom

問題と目的

いじめは被害者の命に関わる重要な問題である。文部科学省（2025）の令和6年度における児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によれば、いじめ被害における1000人当たりの認知件数は、小学校で101.9人、中学校で42.6人、高校で5.9人となっており、小中学校において特に被害の認知件数は多く、そのうち、小学校で586件、中学校で543件、高校で263件は重大事案とされている。こうした現状を踏まえれば、いじめを防止するアプローチの検討は必要不可欠といえる。

いじめと規範意識

これまでいじめを防止するアプローチとしては、児童生徒の規範意識を高めることが有効とされてきた。例えば、水野他（2018）は、教育再生会議の第一次提言「いじめ問題等への対応について」（教育再生実行会議，2013）を例に挙げ、このことが、いじめ問題は児童生徒の道徳性の未熟さに原因があり、道徳性や規範意識を高めることでいじめを抑止できるという前提に基づいていることを指摘している。つまり、このことは、加害者がいじめを行うのは、いじめはいけないことだという個人の規範意識が低いからという見方といえる。

しかし、こうした見方は、いじめ被害者を減らすために加害者の規範意識を高めるというようにいじめを加害者と被害者といった関係性のみで捉えている。この点について森田・清水（1994）は、実際のいじめは、加害者や被害者だけでなく傍観者や観衆といったように四層構造がからまる学級全体の中で起こり、傍観者と観衆はいじめの助長、抑止に関わる重要な要素と指摘している。そのため、いじめを防止するアプローチとしては、いじめはいけないことだという規範意識を個人だけでなく学級全体に醸成する必要がある、一見無関係と思われる傍観者にもいじめについて考えてもらう機会を複数のいじめプログラムが提供している（例えば、木村・小泉，2020；三戸，2017；Palladino et al., 2016）。

上記のプログラムは、従来の見方において確かにいじめをなくすという方向性は考慮されている。しかし、森田（2010）は、いじめの発生は避けられないとしつつ、いじめを止められる社会は存在し、いじめを個人の問題として捉えるのではなく集団の問題として捉えることがその分岐点であると指摘している。このことを鑑みれば、いじめはいけないことだという規範意識を傍観者や観衆を含めて学級全体に醸成させることは、いじめの発生を防ぐだけでなく、いじめの継続を抑制する上で重要であるといえる。実際に、そうした規範意識といじめ加害の負の関連が認められているほか（大西他，2009）、罪悪感といった形でもいじめ加害との負の関連が学級レベルで認められている（水野他，2018）。

ただし、いじめはいけないことだという規範意識を学級全体に醸成させるといった時に、その前提として、どのような行為がいじめに該当するのかといった認識が児童生徒間で必ずしも一致していないという問題も当然生じる。こうした認識については、いじめ防止対策推進法（文部科学省，2013）において、被害を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じた場合には原則としていじめとして扱うことが規定されている。しかし、こうした基準は、国がいじめの実態を適切に把握するために設けられたものであり、当然、児童生徒がそのように考えているとは限らない。そのため、そもそも児童生徒はどのような行為をいじめと認識しているのかといった問題もいじめ研究の一つの視点であり、実際に、生徒はどのような行為をいじめと認識しているのかを検討した研究や（谷口，2010）、いじめか否かがわかりにくい例を題材としたいじめプログラムがある（藤川，2014）。

こうした研究の前提には、いじめ問題の背景に、児童生徒がその行為がいじめかどうかの判断を都合よく行ってしまうことがあると推察される。そのため、例えば、プログラムといった形でいじめかどうか判断が難しい場面について考えることを通して、どんなことでもいじめになる可能性があるという規範を学級全体に醸成させるという狙いがあると考えられる。一方で、どんなことでもいじめになる可能性があるという規範を学級全体に醸成させることが、いじめ加害を減らすことにつながるのかといった検討は不十分であり、そうした規範といじめ加害の関係を実証的に検討する必要がある。その際には、前述した罪悪感といじめ加害との負の関連を報告した研究（水野他，2018）が示すように、いじめの抑止には、当該行為がいじめか否かを判断させるだけでなく、周囲からそれが「いけないこと」として見られていることを自覚していることも重要と考えられる。そのため、いじめか否かの判断だけでなく、いじめに対する罪悪感も合わせて、どんなことでもいじめになる可能性があるという規範意識（以下、いじめ規範）を学級で醸成することがいじめの抑止に有効といえるのかを検討する必要がある。

いじめの規範意識の問題

また、前述したいじめの規範意識の問題は、そのどれもが、いじめが自分はもちろん、学級の周りの人たちにとっても許されないことであり、だからこそばれないようにいじめを行うといった加害者を想定していない。この点について森田（2010）は、いじめが社会にとって許されないことと認識されていくほど、加害者もそれを意識することになり、偽装や正当化といった動機隠しが巧みにな

ると指摘している。また、唐（2018）は、いじめの加害者が、学級内で中心的で活発な一面を見せており、学級内で優位な立場にある人物のいじめは、教師など第三者にも見えにくいことを指摘している。実際に、いじめの加害者の一部は学習スキルが高く（Kaukiainen et al., 2002）、人気ものであることが示されている（Peeters et al., 2010）。これらのことを踏まえれば、そうした加害者こそ、周りにばれないようにいじめを進行させ、結果として深刻ないじめ被害を引き起こしている可能性がある。それにも関わらず、これまでの研究は調査上の限界があるとはいえども主に加害が減っただけに着目しており、学級における深刻ないじめ被害が減っているのかといった点は検討が不十分である。もし、加害者がいじめは学級の周りの人たちにとっても許されないと十分にわかっている場合、正直にいじめに関する質問紙を回答しないことも十分に想定される。加えて、いじめ加害が0と報告されたときに、それはいじめ被害も0であることを意味しないという点でも、いじめ規範を学級で醸成するという視点に立ったときに、被害視点でも深刻ないじめが減っているのかも検討する必要があるといえる。

本研究の目的

そこで、本研究では、学級のないじめ規範といじめ加害および被害との関係を明らかにするために以下2点を検討する。第一に、学級のないじめ規範が実際のいじめ加害（深刻な加害および一般加害）とどのように関係するのかを検討する。第二に、学級のないじめ規範が、いじめ被害（深刻な被害および一般被害）とどのように関係するのかを検討する。その際には、個人の学級のないじめ規範に対する認知といじめ加害および被害との関係（個人レベル）だけではなく、学級全体のいじめ規範といじめ加害および被害との関係（学級レベル）も見えていくこととする。

方 法

調査協力者

公立小中学校6校（小学校4校、中学校2校）に通う児童生徒1471名（男子676名、女子745名、答えたくない22名、どちらともいえない17名、不明11名）を対象とした。なお、学年別の内訳については、小学校5年生232名（男子106名、女子118名、答えたくない7名、不明1名）、小学校6年生296名（男子130名、女子156名、答えたくない5名、どちらともいえない5名）、中学校1年生337名（男子151名、女子180名、答えたくない4名、どちらともいえない2名）、中学校2年生294名（男子138名、女子143名、答えたくない4名、どちらともいえない7名、不明2名）、中学校3年生301名（男子150名、女子147名、どちらともいえない3名、不明1名）であった。

調査手続き

児童生徒を対象にWebによるアンケート調査を行った。調査は、担当教員指示のもと、学級ごと

に一斉実施の形で回答するようにした。なお、調査実施日に回答できなかった一部の生徒については、学校もしくは家庭で回答するようにお願いした。なお、調査の実施時期は、2025 年 6 月であった。

調査内容

フェイス項目 性別、学年、クラス、クラスの人数について尋ねる。

いじめ加害および被害 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター（2016）の「いじめ追跡調査」および舒他（2024）を参考に、いじめの項目を加害・被害視点で尋ねる。回答は「全くない、一度だけある、月に 1 度くらいある、週に 1 度くらいある、週に何度もある」である。

学級はいじめ規範（いじめの判断）「あなたの学級の人は、次の行為をいじめと認識していると思いますか。」という教示のもと、いじめ加害および被害と同様の項目について、「全く当てはまらない」―「とてもよく当てはまる」の 4 件法で回答を求める。なお、全項目の平均値をいじめの判断の得点とした（ $\alpha = .99$ ）。

学級はいじめ規範（いじめに対する罪悪感）水野他（2018）の「他者の罪悪感想起」について「あなたのクラスの人達はどのくらい罪悪感を持つと思いますか？」と教示し、いじめ加害および被害と同様の項目を尋ねる。なお、回答は、「全くない、あまりない、すこしもつ、すごくもつ」である。なお、全項目の平均値をいじめに対する罪悪感の得点とした（ $\alpha = .99$ ）。

倫理的配慮

アンケートには個人が特定されないこと、成績には関係しないこと、答えたくない項目には答えなくていいことを明記した。

なお、本研究は、北海道大学大学院教育学院の研究倫理委員会に承認を受けた。

分析方法

本研究では、学級が特定できた計 1363 名（49 学級）を分析対象とし、欠損値はペアワイズにより処理し、その後の分析を行った。分析については、学級はいじめ規範がいじめ加害および被害とどのように関係するのかを検討する際には、マルチレベル多項ロジスティック回帰分析を用いた。分析選定の理由については、2 つある。1 つは、個人レベルと学級レベルそれぞれについていじめ規範といじめ加害および被害との関係を明らかにするためである。2 つは、いじめ加害およびいじめ被害ともに分布が正規分布から大きく逸脱するためである。分析の際には、いじめ様態のいずれかについて「週に何度も」を報告した者を「深刻ないじめ加害（被害）」、「1 回一週に 1 回」を報告した者は「一般加害（被害）」、「全ての項目に全くない」を報告した者は「加害（被害）なし」とカテゴリー化し、その変数を従属変数として分析を行った。人数の内訳は、深刻な加害は 29 名、一般加害は 225 名、加害なしは 1107 名であった。深刻な被害は 25 名、一般被害は 208 名、被害なしは 1049 名であった。

なお、マルチレベル多項ロジスティック回帰分析については、Mplus ver8.11 (Muthén & Muthén, 1998–2017), その他の分析についてはHADver18 (清水, 2016) を用いた。

結 果

まず, 基本情報として, 本研究で扱う変数についていじめの各様態ごとに選択肢の割合を示した (表1–表4)。

表1 いじめ様態ごとの被害の割合

項目	まったく ない	一度だけ	月に一度 くらい	週に一度 くらい	週に何度も	<i>M</i>	<i>SD</i>
仲間はずれや無視をされた	92.3%	4.9%	1.5%	1.0%	0.1%	1.12	0.46
ものを取られたり、かくされたりした	95.1%	2.9%	1.1%	0.6%	0.3%	1.08	0.41
かげで悪口をいわれた	93.0%	4.2%	1.5%	0.6%	0.7%	1.12	0.5
なぐられたり、けられたりした	95.9%	1.8%	1.1%	0.8%	0.3%	1.08	0.42
直接、悪口や嫌なことをいわれた	92.3%	4.3%	1.4%	1.3%	0.7%	1.14	0.56
パソコンや携帯電話、スマホを使って嫌なことをされた	98.4%	1.4%	0.0%	0.2%	0.0%	1.02	0.18
遊ぶふりをして軽くたたいたり、おされたりした	95.3%	2.9%	0.8%	0.6%	0.4%	1.08	0.41
服を脱がされたり、性的な嫌がらせをうけたりした	98.8%	0.8%	0.2%	0.1%	0.1%	1.02	0.19

表2 いじめ様態ごとの加害の割合

項目	まったく ない	一度だけ	月に一度 くらい	週に一度 くらい	週に何度も	<i>M</i>	<i>SD</i>
仲間はずれや無視をした	96.4%	2.6%	0.6%	0.1%	0.3%	1.05	0.33
かげで悪口をいった	93.3%	4.7%	0.9%	0.6%	0.5%	1.10	0.46
なぐったり、けったりした	96.3%	2.4%	0.7%	0.4%	0.2%	1.06	0.34
直接、悪口や嫌なことをいった	96.8%	2.1%	0.3%	0.3%	0.5%	1.06	0.37
パソコンや携帯電話、スマホを使って嫌なことをした	99.4%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	1.01	0.17
遊ぶふりをして軽くたたいたり、おしたりした	95.9%	2.6%	0.6%	0.5%	0.4%	1.07	0.39
服を脱がしたり、性的な嫌がらせをした	99.6%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	1.01	0.14

表3 いじめ様態ごとのいじめの判断における回答の割合

項目	全くあてはま らない	どちらかといえ ば、あてはま らない	どちらかといえ ば、あてはまる	とてもよくあ てはまる	<i>M</i>	<i>SD</i>
仲間はずれや無視をする	40.7%	4.1%	14.4%	40.8%	2.55	1.37
ものを取ったり、かくす	41.0%	6.2%	13.6%	39.2%	2.51	1.36
かげで悪口をいう	41.0%	5.7%	15.2%	38.0%	2.50	1.35
なぐったり、けったりする	40.5%	3.9%	10.9%	44.8%	2.60	1.4
直接、悪口や嫌なことをいう	40.9%	4.1%	11.0%	44.0%	2.58	1.39
パソコンや携帯電話、スマホを使って嫌なことをする	41.5%	1.8%	10.2%	46.6%	2.62	1.41
遊ぶふりをして軽くたたいたり、おしたりする	41.7%	6.4%	13.9%	38.0%	2.48	1.36
服を脱がしたり、性的な嫌がらせをする	41.5%	1.5%	7.3%	49.8%	2.65	1.43

表 4 いじめ様態ごとのいじめに対する罪悪感における回答の割合

項目	全くない	あまりない	少しもつ	すごくもつ	M	SD
仲間はずれや無視をする	29.5%	6.4%	20.8%	43.4%	2.78	1.28
ものを取ったり、かくす	30.2%	6.1%	19.1%	44.6%	2.78	1.29
かげで悪口をいう	31.1%	8.9%	19.2%	40.8%	2.70	1.28
なぐったり、けったりする	29.3%	5.4%	15.0%	50.3%	2.86	1.31
直接、悪口や嫌なことをいう	30.2%	4.4%	15.3%	50.1%	2.85	1.32
パソコンや携帯電話、スマホを使って嫌なことをする	30.1%	4.5%	13.4%	52.0%	2.87	1.32
遊ぶふりをして軽くたたいたり、おしたりする	31.4%	7.5%	16.9%	44.2%	2.74	1.31
服を脱がしたり、性的な嫌がらせをする	29.8%	2.1%	9.1%	59.0%	2.97	1.34

次に、学級のいじめ規範がいじめ加害（深刻な加害および一般加害）とどのように関係するのかを検討するために、マルチレベル多項ロジスティック回帰分析を行った（表 5）。

表 5 いじめ加害を従属変数としたマルチレベル多項ロジスティック回帰分析の結果

	深刻な加害 VS 加害なし			一般加害 VS 加害なし		
	Estimate	SE	OR	Estimate	SE	OR
null model						
intercept	-4.604 ***	0.298		-2.236 ***	0.200	
Variance	1.190 **	0.454		0.928 **	0.303	
model 1						
個人レベル						
いじめ判断	0.699 *	0.321	1.953	-0.020	0.096	0.980
いじめ罪悪感	-0.945 **	0.300	0.389	-0.052	0.109	0.949
学級レベル						
学校種	-0.008	0.490		-1.272 ***	0.311	
いじめ判断	3.414 *	1.581		0.475	1.070	
いじめ罪悪感	-3.795 **	1.397		0.069	0.926	

* $p<.05$ ** $p<.01$ *** $p<.001$

注 1) いじめ判断およびいじめ罪悪感は個人レベルは学級平均で中心化し、学級レベルは全体平均で中心化した

注 2) ロジスティックモデルにおいても、切片のランダム効果は、通常の線形回帰と同様に正規分布が仮定されている（尾崎他, 2019）

分析の手順については（Wachs et al., 2024）を参考にした。最初に独立変数を投入しない null model を検証したところ、深刻な加害および一般加害ともに従属変数の切片の変量効果は有意であり（ $ps <.01$ ），学級によって深刻な加害および一般加害の起こりやすさは異なることが示された。次に、独立変数（いじめ規範）を投入した model 1 を検討した。その際、学級レベルについては学校種を共変量として加えた。その結果、深刻な加害については個人レベルでは、いじめの判断は有意な正の関連が認められ（ $b=0.699$, $OR=1.953$, $p<.05$ ），クラスメイトがいじめ行動をいじめと見なすと感じている児童生徒ほど、深刻な加害をしやすいたことが示された。一方で、いじめに対する罪悪感には有意な負の関連が認められ（ $b=-0.945$, $OR=0.389$, $p<.01$ ），クラスメイトがいじめ行動に罪悪感をもつと感じている児童生徒ほど、深刻な加害をしにくいことが示された。学級レベルについても、いじめの判断は有意な正の関連が認められ（ $b=3.414$, $p<.05$ ），いじめ行動をいじめと見なす学級ほ

ど、深刻ないじめ加害が起こりやすい学級であることが示された。一方で、いじめに対する罪悪感はある負の関連が認められ ($b=-3.795, p<.01$)、いじめ行動に罪悪感をもつ学級ほど、深刻な加害が起こりにくい学級であることが示された。一般加害については、いじめの判断（個人レベル： $b=-0.020, OR=0.980, n.s.$ ；学級レベル： $b=0.475, n.s.$ ）およびいじめに対する罪悪感（個人レベル： $b=-0.052, OR=0.949, n.s.$ ；学級レベル： $b=0.069, n.s.$ ）ともに有意な関連は認められなかった。次に、学級のいじめ規範が、いじめ被害（深刻な被害および一般被害）とどのように関係するのかを学級レベルで検討するために、加害と同様の分析を行った（表6）。

表6 いじめ被害を従属変数としたマルチレベル多項ロジスティック回帰分析の結果

	深刻な被害 VS 被害なし			一般被害 VS 被害なし		
	Estimate	SE	OR	Estimate	SE	OR
null model						
intercept	-4.469 ***	0.329		-1.884 ***	0.186	
Variance	2.006 *	0.781		0.986 ***	0.259	
model 1						
個人レベル						
いじめ判断	0.340	0.253	1.450	0.111	0.100	1.118
いじめ罪悪感	-0.388	0.264	0.678	-0.105	0.102	0.900
学級レベル						
学校種	-0.105	0.536		-1.299 ***	0.290	
いじめ判断	2.141	1.693		0.045	0.807	
いじめ罪悪感	-2.062	1.446		0.287	0.856	

* $p<.05$ ** $p<.01$ *** $p<.001$

注1) いじめ判断およびいじめ罪悪感個人レベルは学級平均で中心化し、学級レベルは全体平均で中心化した

注2) ロジスティックモデルにおいても、切片のランダム効果は、通常の線形回帰と同様に正規分布が仮定されている（尾崎他，2019）

最初に独立変数を投入しない null model を検証したところ、従属変数の切片の変量効果は有意であり ($ps <.05$)、学級によって深刻な被害および一般被害の起こりやすさは異なることが示された。次に、model 1 を検討したところ、深刻ないじめ被害については、いじめの判断（個人レベル： $b=0.340, OR=1.450, n.s.$ ；学級レベル： $b=2.141, n.s.$ ）およびいじめに対する罪悪感（個人レベル： $b=-0.388, OR=0.678, n.s.$ ；学級レベル： $b=-2.062, n.s.$ ）ともに有意な関連は認められなかった。また、一般被害についても、いじめの判断（個人レベル： $b=0.111, OR=1.118, n.s.$ ；学級レベル： $b=0.045, n.s.$ ）およびいじめに対する罪悪感（個人レベル： $b=-0.105, OR=0.900, n.s.$ ；学級レベル： $b=0.287, n.s.$ ）ともに有意な関連は認められなかった。

考 察

本研究の目的は、学級のいじめ規範といじめ加害および被害との関係を明らかにするために以下2点を検討することであった。第一に、学級のいじめ規範がいじめ加害（深刻な加害および一般加害）とどのように関係するのかを検討することであった。本研究の結果から、深刻な加害については、個

人および学級レベルともにいじめの判断は深刻な加害のリスク要因であること、逆にいじめに対する罪悪感の醸成は深刻な加害の抑止要因であることが示された。一方で、一般加害については、個人および学級レベルともに、いじめ規範との有意な関連は認められなかった。第二に、学級のいじめ規範が学級におけるいじめ被害（深刻な被害および一般被害）とどのように関係するのかを検討することであった。本研究の結果から、深刻な被害および一般被害ともに、個人および学級レベルにおいていじめ規範との有意な関連は認められなかった。結果をふまえて以下、順番に考察を行っていく。

第一に、学級のいじめ規範といじめ加害との関連についてである。本研究の結果から、深刻な加害については、個人および学級レベルともに、いじめの判断は深刻な加害のリスク要因であることが示された。このことから、深刻な加害者は、自分の行為が周りからいじめと見なされることをわかっているからこそ、ばれないようにいじめを継続させている可能性が示唆された。この点は、いじめが社会にとって許されないことと認識されていくほど、加害者の動機隠しが巧みになるといった森田（2010）の指摘を裏付ける知見であり、単にいじめか否かを児童生徒に考えさせるだけでは、深刻な加害の防止にはつながらない可能性がある。一方でいじめに対する罪悪感の醸成は、個人および学級レベルともに、深刻な加害の抑止要因であることが示された。この点は先行研究（水野他，2018；大西他，2009）を支持する結果であり、学級のいじめに対する罪悪感の醸成はいじめ加害防止に有効であることを裏付ける知見といえる。

また、いじめの判断といじめに対する罪悪感で相反する結果になったことを鑑みれば、加害者の中には、クラスメイトが自分の行為をいじめと見なしていることを十分に理解したうえで、それを利用して、深刻ないじめ加害を通じて周囲に力を誇示している可能性もある。例えば、Romera et al., (2021) の縦断研究によれば、道徳的不活性化（Bandura, 2002）と人気の追求は、次の時点のいじめ加害に影響を及ぼすことから、道徳的不活性化に陥る加害者が、学級内での地位を獲得・維持する目的でいじめ加害を行う場合があるだろう。

また、一般加害については、個人および学級レベルともに、いじめ規範との有意な関連は認められなかった。つまり、一般加害については、学級におけるいじめ規範の醸成は有効とはいえない可能性がある。深刻な加害の結果もふまえると、いじめに対する罪悪感の醸成は、頻度の低い加害よりも、頻度の高いいじめに対してより抑止力があると考えられる。

第二に、学級のいじめ規範といじめ被害との関連についてである。本研究の結果から、深刻な被害および一般被害ともに、個人および学級レベルにおいていじめ規範との有意な関連は認められなかった。したがって、いじめ被害を減らす観点からは、学級におけるいじめ規範の醸成は有効とはいえない可能性がある。加害と異なる結果になった理由については、先行研究（Chan, 2006）によれば、一人の加害者が複数の被害者を生んでいる可能性が指摘されており、加害が減ることは必ずしも被害が減ることにつながらなかったことが推察される。

以上の結果をふまえると、学級におけるいじめ規範の醸成は、深刻な加害には有効であった。ただし、その際には、いじめか否かの判断が独り歩きすると、かえって児童生徒のいじめを隠す方向に促す危険性がある。そのため、いじめか否かというよりも、クラスメイトがいじめに罪悪感もつ、即ち、

いじめに心を痛める学級集団であるかどうかにまで踏み込んだ実践が行われる必要があるといえる。つまり、学級におけるいじめ規範の醸成といったときに、一人一人の児童生徒に対して罪悪感をもたせることを想像しがちであるが、本研究の結果からは、自分というよりもクラスメイトが罪悪感をもっていることをどのように学級全体に共有できるかが重要であることが示唆される。

最後に本研究の限界点について述べる。本研究は大規模調査を行ったと言えども、深刻ないじめは加害および被害ともに約20名ほどに留まっており、結果は頑健とはいえない。したがってより大規模な調査においても同様の知見が得られるのかを検証する必要がある。また、本研究は横断調査による相関研究であるため、実施は容易ではないが可能な範囲でプログラムによる介入研究によっても同様のことがいえるのかは引き続き、検討が必要である。

引用文献

- Bandura, A. (2002). Selective moral disengagement in the exercise of moral agency. *Journal of moral education*, 31 (2), 101-119.
- Chan, J. H. (2006). Systemic patterns in bullying and victimization. *School Psychology International*, 27 (3), 352-369.
- 藤川大祐 (2014). いじめ防止プログラム開発の試み—いじめか否かが判然としない架空事例を教材として—社会とつながる学校教育に関する研究 (2), 1-6.
- Kaukiainen, A., Salmivalli, C., Lagerspetz, K., Tamminen, M., Vauras, M., Mäki, H., & Poskiparta, E. (2002). Learning difficulties, social intelligence, and self-concept: connections to bully-victim problems. *Scandinavian journal of psychology*, 43 (3), 269-78.
<https://doi.org/10.1111/1467-9450.00295>
- 木村敏久・小泉令三 (2020). 中学校におけるいじめ防止の意識向上に向けた社会性と情動の学習の効果検討—教師による実践及び生徒の社会的能力との関連— 教育心理学研究, 68, 185-201.
- 教育再生実行会議 (2013). いじめ問題等への対応について (第一次提言)
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaiei/pdf/dai1_1.pdf
- 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター (2016). いじめ追跡調査 2013-2015
https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/2806sien/tsuiseki2013-2015_3.pdf
- 三戸雅弘 (2017). 中学生によるネットいじめの対策プログラムの在り方—観衆・傍観者から仲裁者への変容を促す実践を通して— 授業実践開発研究, 10, 39-47.
- 水野君平 (2018). 道徳教育による規範意識の涵養といじめ問題の関連—小中学生を対象とした自己 / 他者の罪悪感といじめ調査からの一考察— 心理科学, 39, 1-8.
- 文部科学省 (2013). いじめ防止対策推進法
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm
- 文部科学省 (2025). 令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

- https://www.mext.go.jp/content/20251029-mxt_jidou02-100002753_2_5.pdf
- 森田洋司・清永賢二（1994）. 新訂版 いじめ—教室の病い 金子書房
- 森田洋司（2010）. いじめとは何か—教室の問題 社会の問題— 中公新書
- Muthén, L. K., & Muthén, B. O. (1998–2017). *Mplus User's Guide* (8th ed.). Los Angeles, CA: Muthén & Muthén.
- 大西彩子・黒川雅幸・吉田俊和（2009）. 児童・生徒の教師認知がいじめの加害傾向に及ぼす影響—学級の集団規範およびいじめに対する罪悪感に着目して— 教育心理学研究, 57, 324–335.
- 尾崎幸謙・川端一光・山田剛史（2019）. Rで学ぶマルチレベルモデル 実践編 Mplusによる発展的分析 朝倉書店
- Palladino, B. E., Nocentini, A., & Menesini, E. (2016). Evidence-based intervention against bullying and cyberbullying: evaluation of the notrap! program in two independent trials. *Aggressive Behavior*, 42 (2), 194–206. <https://doi.org/10.1002/ab.21636>
- Peeters, M., Cillessen, A., & Scholte, R. (2010). Clueless or Powerful? Identifying Subtypes of Bullies in Adolescence. *Journal of Youth and Adolescence*, 39, 1041–1052. <https://doi.org/10.1007/s10964-009-9478-9>
- Romera, E.M., Ortega-Ruiz, R., Runions, K. et al. Bullying Perpetration, Moral Disengagement and Need for Popularity: Examining Reciprocal Associations in Adolescence. *J Youth Adolescence*, 50, 2021–2035 (2021). <https://doi.org/10.1007/s10964-021-01482-4>
- 清水 裕士（2016）. フリーの統計分析ソフト HAD: 機能の紹介と統計学習・教育, 研究実践における利用方法の提案 メディア・情報・コミュニケーション研究, 1, 59–73.
- Wachs, S., Wettstein, A., Bilz, L., Espelage, D. L., Wright, M. F., & Gámez-Guadix, M. (2024). Individual and contextual correlates of latent bystander profiles toward racist hate speech: a multilevel person-centered approach. *Journal of youth and adolescence*, 53 (6), 1271–1286.
- 舒悦・鈴木修斗・太田正義・加藤弘通（2024）. いじめ被害と規範的攻撃信念との関連—深刻ないじめ被害類型に着目して— 教育心理学研究, 72, 40–56.
- 谷口明子（2010）. 中学生のいじめ認識—いじめ経験との関連から— 教育実践学研究, 15, 1–8.
- 唐音啓（2018）. いじめ研究における加害者像を再考する—加害者が持つ向社会性に注目して— 東京大学大学院教育学研究科紀要, 58, 1–8.

付 記

本研究の一部は、日本コミュニティ心理学会第 28 回大会で発表したものであり、本研究は、その内容を加筆修正し、発展させたものである。

調査にご協力いただいた学校関係者の皆様に感謝申し上げます。